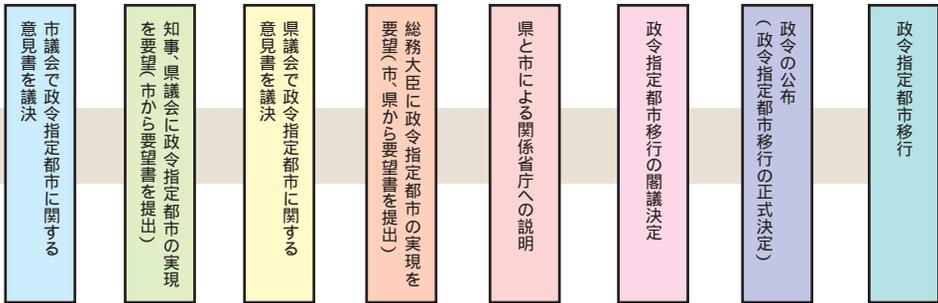


## 政令指定都市移行の手続き

政令指定都市移行の手続きは、特に法令で規定されていませんが、これまで政令指定都市に指定された都市では、主に次のような手続きを経て政令指定都市に移行しています。



## 政令指定都市制度のメリット

政令指定都市は、一般の市と異なる「特例」が認められていることから、

- ① 身近できめ細かな市民サービスが提供できる
- ② 行政事務サービスのスピードアップを図ることができる
- ③ 財政的に豊かなまちづくりができる

など、多くのメリットがあります。

### ① 身近できめ細かな市民サービスが提供できる

政令指定都市になると、一般的に人口10万人～20万人程度を目安に、市内にいくつかの行政区が設けられ、それぞれの区に区役所が開設されます。

区役所では、戸籍や住民登録、印鑑登録はもちろん、国民年金、国民健康保険、各種福祉事務、市民相談、広報広聴、コミュニティ、社会教育など、市民生活に密着した事務のほとんどを行うことができます。それにより、地域の実情に合わせた市民サービスの向上と、きめ細かな行政を総合的に展開することが可能となります。

### ② 行政事務サービスのスピードアップを図ることができる

現在、県が行っている事務のうち、市民生活に関わりの深い多くの事務を市で直接行うことができるようになります。

その事務の主なものは、児童・身体障害者・高齢者などに対する社会福祉事務、母子保健・食品衛生・公害防止対策などの保健衛生・環境保全事務、国道・県道の管理や交通安全施設の整備などの土木建設、都市計画事務などです。

これらの事務処理が、すべて市の独自の判断で行うことができるので、処理期間が大幅に短縮され、スピードアップを図ることができます。

# 政令指定都市に関するQ&A



## Question

## Answer

- 1 市民への情報はどのように提供されるのですか？**

「市報さいたま」への特集記事の掲載をはじめ、パンフレットの配布やホームページによるお知らせなどを行っています。そのほか、自治会をはじめとする各種団体との懇談会や説明会、シンポジウムなどの開催により情報の提供につとめています。
- 2 市役所と区役所の役割分担は？**

原則として、区役所が市民生活に密着した仕事を行うようになり、ほとんどの用件は区役所で足りることになります。市役所では、市全体の施策や将来展望の策定、市全体にまたがる事務事業やプロジェクトの企画立案など、全市の観点からの施策を展開します。
- 3 行政区域が広大になりすぎて市民意思が行政に反映されにくくなると聞きましたが？**

政令指定都市になると、市内にいくつかの行政区が設けられ、それぞれの行政区に区役所が置かれます。区役所では、市民生活に密着した多くの事務を行うことができるようになり、また、市議会議員が行政区ごとに選挙されるなど、区を単位とした市政運営を行うことが可能となります。こうしたことから、行政区ごとに懇談会を開催したり、区役所に相談機能を持たせることなどにより、それぞれの地域の住民意思を聞くことができるとともに、これを行政に反映させることができるようになり、地域の実情に合わせた、きめ細かな市民サービスが提供できるようになります。
- 4 商業、業務機能が中心部に集中し、周辺地域が衰退することはないのですか？**

「まちづくり」は、地域のバランス及び将来的な発展を見据えた基本計画を策定して進めることとしています。確かに、政令指定都市になると、市としての知名度が上昇するとともに、求心力が高まり、産業などの集積が見込まれますが、過度に都市機能が中心部に集中することのないよう、政令指定都市移行後も、計画的に「まちづくり」を進めることとしています。

### ④ 財政的に豊かなまちづくりができる

政令指定都市には、大都市にふさわしい財政上の特例が認められています。

石油ガス譲与税、軽油引取税、宝くじ発売収益金が新たに国や県から交付され、その他にも地方道路譲与税、自動車取得税交付金、交通安全対策特別交付金が一般の市に比べて増額されます。

さらに地方交付税が一般の市とは別の基準で算定されますので、基準財政需要額が大幅に増額し、交付金も増えることが見込まれます。

これらの財源を有効に活用することにより、福祉、保健衛生、道路、下水道、防災体制など、市民生活をより充実させ、豊かなまちづくりを進めることが可能となります。

